

規制改革ホットライン処理方針
(令和7年3月19日から令和7年8月25日までの回答)

健康・医療・介護 WG関連

提 案 事 項		所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
1	現行の障害者手帳の種別(身体・知的・精神)を跨ぐ重複障害者の実態把握及び支援策の検討	(1・2段落、 提案理由の「 また」以降) 現行制度下 で対応可 (電子カルテ 情報の共有 について) 対応	△	1
2	後期高齢者医療の第三者行為による傷病届の提出先を広域連合とする	検討を予定	△	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

健康・医療・介護 WG関連

番号: 1

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年4月18日	回答取りまとめ日	令和7年8月25日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	現行の障害者手帳の種別(身体・知的・精神)を跨ぐ重複障害者の実態把握及び支援策の検討
具体的内容	障害者雇用促進法をはじめとした行政施策により障害者の社会進出が進んだことや、社会の複雑化および医療の高度化により種別跨ぎの重複障害者は一定数存在すると考えられる。その把握を進め、種別横断の施策を展開させるもの。 また重複障害者の場合主治医が複数診療科(および医療機関)にいて、それにより医学的な現状把握が困難となっているためカルテ(診療録)のリアルタイム共有をすすめて行政も含めた多職種連携も併せて行う。
提案理由	脳神経の損傷が原因である難病や脳梗塞後遺症では、運動機能以外に認知機能や神経発達(自閉スペクトラム症等の発達障害)にも影響を与えており、そうした者は身体障害者手帳および精神障害者保健福祉手帳の認定基準をそれぞれ満たして身体と精神の2種類の障害者手帳が行政から交付を受けている。複数種類の手帳があることは主治医も複数存在することでもあり、主治医同士が異なる場合治療方針や自宅療養の在り方について合同での症例検討も行われずに相反した方針がそれぞれの医師が示すことにもなり、示された国民は交通整理もできず混乱する。 障害者総合支援法や障害者基本法をはじめ障害者福祉関係の各種法令ではこうした種別跨ぎの重複障害者の存在を想定しておらず、現場(自治体の福祉及び衛生担当および民間の関係する事業者)でも障害種別ごとの縦割りでの施策を行っている。内閣府の障害者白書や厚生省の統計資料でも種別跨ぎの重複障害者への言及は見当たらず、推計すらされていない。自治体によっては障害者手帳の交付申請時にマイナンバーの届出(紐付け)が必須となっていることから、マイナンバーによって推計や実数集計が可能となっているはずだ。 また福祉とは法体系が異なる公的年金の障害給付は種別跨ぎの重複障害についても併合認定の仕組みにより制限なく給付を行っている。しかし種別跨ぎの重複障害者は前述のとおり診療科ごとに主治医がいるために主治医同士での症例検討が行われていない(重篤な症状の場合除く)現状があり、診断書の作成可否および給付請求については障害年金を熟知した社会保険労務士等の仲立ち人の介入が無い限り国民単独では困難となっている。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	(1・2段落) 障害福祉施策においては、身体障害、知的障害、精神障害といった障害に応じた支援だけでなく、障害種別にかかわらず、必要な支援を行うことができるよう制度の検討を行ってきています。 例えば、障害者手帳のうち、療育手帳における区分の判定は、身体障害がある場合を考慮することとしており、また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービス等の利用に際し、対象者の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして市町村が障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービスの支給決定をしています。 (提案理由の「また」以降) 障害年金の請求手続きにあたっては、請求者やその家族に自治体や年金事務所の窓口でご相談いただき、請求される方の個々の状況を伺いながら必要な書類等をご案内させていただいています。また、日本年金機構の委託を受けて全国社会保険労務士会連合会が運営している街角の年金相談センターにおいては、年金についての相談を社会保険労務士等が無料で受け付けています。 (電子カルテ情報の共有について) 現在、医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日 医療DX推進本部決定)に基づき、電子カルテ情報共有サービスの運用開始に向けて準備を進めるところです。 電子カルテ情報共有サービスはオンライン資格確認等システムを基盤として、電子カルテ情報等を医療機関・薬局等で共有する仕組みです。	
該当法令等	(電子カルテ情報の共有について) 第217回国会に提出した医療法等の一部を改正する法律案第4条による改正後の医療介護総合確保法及び同法案第29条による改正後の社会保険診療報酬支払基金法	
対応の分類	(1・2段落、提案理由の「また」以降) 現行制度下で対応可(電子カルテ情報の共有について) 対応	
対応の概要	(1・2段落) 今後も障害者の実態把握及び支援策について、適切に検討を進めてまいります。 (提案理由の「また」以降) 今後も自治体や日本年金機構と連携して請求者やその家族の相談に適切に対応してまいります。 (電子カルテ情報の共有について) 令和7年2月から順次モデル事業を開始しており、運用のために必要な法改正を盛り込んだ医療法等の一部を改正する法律案を第217回国会に提出したところです。2030年までに、概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指してまいります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

健康・医療・介護 WG関連

番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日	令和7年7月23日	回答取りまとめ日	令和7年8月25日
-----	-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	後期高齢者医療の第三者行為による傷病届の提出先を広域連合とする
具体的内容	交通事故等により後期高齢者医療で治療を受ける場合「第三者行為による傷病届」(以下「傷病届」という。)を市区町村担当窓口に出すこととされ、市町村は傷病届を後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に出すこととされている。また、損害保険関係団体(以下「損保」という。)との取り決めの締結により、損保が、示談代行サービス等の一環として、傷病届の作成を無償で援助するとともに、医療保険の利用を開始してから約1か月以内に医療保険者に届出されるよう援助を行うものとされているが、郵便物配達日数の変更により、多くの日数を要しているため、損保から広域連合へ直接送付することを検討されたい。
提案理由	交通事故等により後期高齢者医療で治療を受ける場合「第三者行為による傷病届」(以下「傷病届」という。)を市区町村担当窓口に出すこととされ、市町村は傷病届を後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に出すこととされている。 また、損害保険関係団体(以下「損保」という。)との取り決めの締結により、自動車事故による被害に対する補償として損害保険の任意保険が使用される事案においては、被保険者が治療等のために医療保険を利用する場合、損保が、示談代行サービス等の一環として、傷病届の作成を無償で援助するとともに、医療保険の利用を開始してから約1か月以内に医療保険者に届出されるよう援助を行うものとされている。 これにより、傷病届の大多数が、損保からの提出となっている。また、郵便物配達日数の変更により、損保から広域連合に到着するまで、多くの日数を要している。 これを、損保から広域連合へ直接送付することにより、より迅速な傷病届の受付が可能となることから、当該事務の在り方を改善するよう検討されたい。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	第三者の行為によって生じた療養の給付等を受けるために必要となる届書等は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年10月22日厚生労働省令第129号)第46条の規定により、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に出すものとされていますが、その受付については、第7条第5号により、市町村が処理する事務とされています。 また、平成27年12月14日発出「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」の第2(1)「被保険者による被害届の作成等の援助に関する取り決めについて」において、第三者行為による被害に係る求償事務において、各広域連合が速やかに求償権を行使するためには、傷病届等の届出までの期間短縮や被保険者の傷病届等の記載に係る負担軽減を図るため、損害保険関係団体と「交通事故にかかる「第三者行為による傷病届」の提出に関する取り決め」を締結するよう示しています。 当該取り決めでは、任意保険等使用事案において、交通事故による傷病の治療に際し国民健康保険等が利用された場合、書類作成及び提出の援助を行うものとしており、後期高齢者医療を利用する際においても、損害保険会社等が、被害者の第三者行為による傷病届の作成及び広域連合への提出の援助を無償で行うことができるとされています。	
該当法令等	高齢者の医療の確保に関する法律施行令 第2条第5号 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 第7条第5号、第46条 「第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化について」 (平成27年12月14日付け通知 保高発1214第1号)	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	損害保険会社等から広域連合に出される傷病届等について、市町村の窓口を介さずに広域連合が直接受け付けることについては、広域連合と市町村の事務分担に留意しつつ、慎重に検討する必要があると考えます。	

区分(案)	△
-------	---